

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市における平素の業務

- (1) 市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、表2 - 1のとおり平素から武力攻撃事態等に備えた業務を行う。
なお、それぞれの業務を担当する課等については、資料編に定める。
- (2) 市における国民保護に関する業務の総括、各課間の調整及び企画立案等について、国民保護担当課が行うものとする。

表2 - 1 平素の業務

- ・ 国民保護に関する業務の総括に関する事。
- ・ 市国民保護協議会の運営に関する事。
- ・ 市国民保護対策本部に関する事。
- ・ 避難実施要領の策定に関する事。
- ・ 物資及び資材の備蓄等に関する事。
- ・ 消防団及び自主防災組織等に関する事。
- ・ 近隣市町村との連携に関する事。
- ・ 国民保護措置についての訓練に関する事。
- ・ 安否情報の収集体制の整備に関する事。
- ・ 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事。
- ・ 避難施設の運営体制の整備に関する事。
- ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事。
- ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事。
- ・ 廃棄物処理に関する事。
- ・ 生活関連等施設に関する事。
- ・ 復旧に関する事。
- ・ 特殊標章等の交付等に関する事。
- ・ 災害時要援護者の避難支援プランに関する事。
- ・ 武力攻撃災害時要援護者に対する情報伝達に関する事。
- ・ 武力攻撃災害時要援護者の避難支援業務に関する事。
- ・ 武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助を含む。）。
- ・ 住民の避難誘導に関する事。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃が発生した場合、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部及び消防署との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員等に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、表2-2の体制を整備するとともに、その参集基準を表2-3のとおり定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

表2-2 事態の状況に応じた体制の確立

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		担当課体制
	市の全課等での対応が必要な場合(被災現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)		緊急事態連絡室体制
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	担当課体制
		市の全課等での対応が必要な場合(被災現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	緊急事態連絡室体制
	政府より市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		市国民保護対策本部体制

表2-3 職員参集基準

体制	参集基準
担当課体制	国民保護担当課の職員が参集
緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

(4) 市の幹部職員等への連絡手段の確保

ア 市の幹部職員及びその他の職員に対しては、市地域防災計画で定める情報伝達ルートにより連絡を行う。なお、国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話の携行に努め、電話・メール等による連絡手段を確保する。

イ 国民保護法第50条に基づき、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が業務計画で定めるところにより行う警報の放送があった場合、速やかに参集するよう、あらかじめ職員に周知を図る。

(5) 配備職員数

ア 表2-2、2-3で定める体制における配備職員数については、別に定める。

イ ただし、緊急事態連絡室体制の場合においては、武力攻撃及び武力攻撃災害の状況や特殊性等を考慮して、緊急事態連絡室長（市長）等の指示により、配備編成計画で定める配備職員数によらない配備ができるものとする。

ウ 配備職員については、勤務時間外に武力攻撃災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の事態を考慮して、集合場所である庁舎等までの距離、担当業務等を勘案して、あらかじめ所属長が指定しておくものとする。

(6) 配備体制における職員の所掌業務

市は、表2-2、2-3で定める体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌業務を別に定める。

(7) 市の幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長等の代替職員については、別に定める。

(8) 交代要員等の確保

市は、市地域防災計画で定める防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、次の項目について定める。

ア 交代要員の確保その他職員の配置

イ 食料、燃料等の備蓄

ウ 自家発電設備の確保

エ 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関との連携等

(1) 消防本部及び消防署との連携

市は、消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備す

る。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

ア 市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、県と連携し、消防団の充実・活性化を図る。

イ 市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

ウ 消防本部は、他の参集基準等を参考にして、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 住民²の権利利益の迅速な救済

ア 市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。なお、手続項目ごとの担当課等は別に定める。

イ 市は、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、住民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

表2 - 4 住民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

国民保護法において規定される手続項目	
損失補償 (第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (第82条)
	応急公用負担に関する事。 (第113条第1、5項)
損害補償 (第160条)	国民への協力要請によるもの。 (第70条第1、3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
不服申立てに関する事。 (第6、175条)	
訴訟に関する事。 (第6、175条)	

(2) 住民の権利利益に関する文書の保存

ア 市は、住民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、綾瀬市文書管理規程

² ここでは権利利益の救済が必要となる住民、法人等の所有者等を意味する。

の定めるところにより、適切に保存する。また、住民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

イ 市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、関係指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係機関と相互に連携協力することが必要となるため、以下のとおり、関係機関との連携体制の整備のあり方等について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、市地域防災計画で規定する防災のための連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、関係指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、必要に応じて、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

また、厚木海軍飛行場の周辺地域における国民保護措置等の個別のテーマに関し、県と連携して関係機関による意見交換等を行い意思疎通を図る。

2 国機関との連携

(1) 自衛隊との連携

ア 市は、武力攻撃事態等において、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請（国民保護等派遣要請）に係る連絡を行う場合があることから、市を管轄する自衛隊との連絡体制を整備するなどの連携の確保を図る。

イ 市は、武力攻撃事態等において、市の区域内にある海上自衛隊厚木航空基地の周辺地域の住民の避難誘導等を円滑に行えるよう、当該施設とあらかじめ協議し、調整窓口や避難方法等必要な事項について定める。

(2) 関係指定地方行政機関等との連携

市は、武力攻撃事態等において、市の区域に係る国民保護措置が円滑に行えるよう、関係指定地方行政機関及び当該機関の出先機関等との連携を図る。

3 県との連携

(1) 県との連携体制の整備

市は、県の緊急連絡先等について把握するとともに、情報伝達等が円滑に行えるよう、県との連携体制を整備する。

なお、県との連携体制の整備に当たっては、表2 - 5の事項の調整に留意する。

表2 - 5 県との連携確保のための調整における主な留意事項

措置の内容	留意事項
住民の避難	知事の避難の指示実施時における提示事項 避難実施要領の記述内容 避難誘導時における関係機関等の役割分担 市長が警報等の内容を伝達する対象 避難及び運送手段の確保方法
避難住民の救援	救援に関する関係機関の役割分担 避難住民の受入可能人数 安否情報の収集及び提供の方法
武力攻撃災害への対処	生活関連等施設の状況 放射性物資等による汚染の拡大防止のための措置の役割分担 応急措置等の内容の役割分担 被災情報の収集及び提供の方法
共通事項	自衛隊の国民保護等派遣の手続き等 国民保護措置等に対する安全確保の配慮

(2) 県との情報共有

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を円滑に行うために必要となる情報について県との共有を図る。

(3) 県による市の行うべき事務の代行

市は、県が、市長の行うべき国民保護措置の全部又はその一部を市長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

(4) 市国民保護計画の県への協議

市は、県に対する国民保護計画の協議を通じ、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(5) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

4 近隣市町村等との連携

(1) 近隣市町村との連携

ア 市は、近隣市町村の国民保護担当部署等の連絡先を把握するとともに国民保護措置の実施に当たって必要となる情報の共有を図る。

イ 市は、近隣市町村の国民保護計画の内容について協議し、調整を図るとともに、

市の区域を越える避難、NBC兵器を用いた攻撃による特殊な武力攻撃災害への対処などの国民保護措置を実施する場合においても、的確かつ迅速に対応できるよう、他の市町村と締結している防災に関する相互応援協定等の内容に関し必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、住民避難、物資及び資材の供給等における近隣市町村との連携体制の整備を図る。

ウ 厚木海軍飛行場の周辺地域における国民保護措置等の実施に関し、当該施設周辺市と情報を共有するとともにあらかじめ協議し、連携体制の整備を図る。

(2) 消防機関との連携

ア 市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携及び相互応援体制の整備を図る。

イ 市は、消防署におけるNBC対応可能部隊数及びNBC対応資機材の保有状況など消防に関する情報を把握する。

5 指定地方公共機関等との連携

(1) 指定地方公共機関等の連絡先の把握

市は、県から提供された情報等により、関係指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先等を把握するとともに指定地方公共機関等と緊密な連携を図る。

(2) 医療機関との連携

ア 市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防本部と調整を図った上で、災害医療拠点病院、救命救急センター、市医師会及び大和保健福祉事務所等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の情報伝達・収集方法を把握することなどにより、広域的な連携を図る。

イ NBC災害等の特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター³等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

ア 市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

イ 市は、区域内の事業所等における防災対策等への取組みを支援するとともに、県と連携の上、民間事業者等の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保に努める。

³ 化学物質や動植物の成分によって起こる急性中毒について、その治療に必要な情報の収集と整備並びに問合わせに対する情報提供等を行い、医療の向上を図ることを目的とした財団法人で、中毒情報の問合わせに対する回答、中毒防止に関する講演会の開催等の啓蒙教育活動、中毒情報に関する資料の収集と整備、中毒に関する教育、研究の支援等の事業を行う。茨城県つくば市に所在。

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

ア 市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との連携が図られるよう配慮する。

イ 市は、国民保護措置についての訓練への参加について協力を要請するとともに、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実に努める。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社神奈川県支部綾瀬市地区、市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体及びNPOとの連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な、非常通信体制の整備等通信の確保について、以下のとおり定める。

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体及び主要な電気通信事業者等で構成される非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保に当たっての留意点等

- (1) 市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集及び提供を確実にを行うため、防災行政無線のデジタル化等による通信体制の整備及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備や情報伝達ルートの多ルート化、停電等に備え非常用電源の確保を図るなど、災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。
- (2) 非常通信体制の確保に当たって、市は、災害時において確保している通信手段を活用するとともに、表2-6の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

表2-6 非常通信体制の確保における留意事項

施設・設備面	<p>非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</p> <p>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</p> <p>無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</p> <p>武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</p>
運用面	<p>夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</p> <p>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</p>

運用面	<p>通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民等への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</p> <p>無線通信系の通信輻輳時の通信の確保に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</p> <p>電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</p> <p>担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</p> <p>住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者及び外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</p>
-----	--

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報の提供、警報の通知及び伝達、被災情報の収集及び報告、安否情報の収集及び整理等を行うため、情報収集及び提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集及び提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報を迅速に収集、整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報を適時、適切に提供等するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供を行うとともに、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達等に必要な準備

(1) 警報等の伝達体制等の整備

ア 市は、知事から警報の内容の通知があった場合における住民及び表2-7の関係のある公私の団体への伝達方法（伝達先・伝達手段・伝達順位）について、あらかじめ定めておくとともに、現在市が保有するサイレン、防災行政無線その他の手段を活用することとし、住民に対し伝達方法等について事前に説明することなどにより周知を図る。

表2-7 警報の内容の通知があった場合に伝達する関係ある公私の団体

市の区域に所在する消防団、自治会、民生委員、日本赤十字社神奈川県支部綾瀬市地区、さがみ農業協同組合綾瀬支店、綾瀬市商工会、綾瀬青年会議所等

イ 市は、警報等の内容を伝達するに当たっては、高齢者、障害者及び外国人その他情報伝達に援護を要する者に対し配慮するため、民生委員や市社会福祉協議会、日本赤十字社神奈川県支部綾瀬市地区及び財団法人神奈川県国際交流協会等とあらか

じめ警報の内容等の伝達に当たっての役割について協議した上で、協力体制を構築する。

ウ 市は、病院、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者に対し警報の内容等が伝達されるよう特に配慮する。

エ 市が、警報の内容を通知する「その他の関係機関⁴」については、表2-8のとおりとする。

表2-8 警報の内容を通知する「その他の関係機関」

指定地方公共機関、市議会、市社会福祉協議会、市医師会、避難施設、市が締結している協定締結先機関等
--

(2) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて管区海上保安本部との連携を構築する。

(3) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(4) 大規模集客施設等⁵に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる市の区域内に所在する学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、表2-9のとおり警報内容の伝達を行う。

表2-9 警報の内容の伝達を行う大規模集客施設等

施設等の名称	備 考
学校（避難施設指定校を除く。）	市の区域内に所在する学校等（幼稚園を含む。）
病 院	市の区域内に所在する病院
福 祉 施 設	市の区域内に所在する福祉施設
大規模集客施設	旅館、ホテル、物品販売業等を営む店舗等

⁴ その他の関係機関とは、『公私の団体（自治会・町内会等）以外の法人で活動範囲が市の区域内に限られる機関』が対象となる。

⁵ 大規模集客施設及び大規模集合住宅についての基準は、別に定める。

大規模集合住宅	公営・民間住宅
事業所	市の区域内に所在する事業所

(5) 民間事業者等の協力の確保

市は、民間事業者等が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるように、県と連携の上、民間事業者等と協力体制の確保に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

ア 安否情報の種類

武力攻撃事態等において、市長が収集する安否情報の対象は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民〔市の住民以外の者（外国籍の者を含む。）が、市に在るときに負傷した場合及び市で死亡した場合を含む。〕である。

安否情報として収集する内容は、表2-10のとおりである。

市長が、安否情報を収集する場合、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）」（以下「安否情報省令」という。）に基づき、安否情報収集の様式により行う。

表2-10 収集、報告すべき安否情報の内容

<p>1 避難住民（負傷・疾病した住民も同様）</p> <p>氏名</p> <p>フリガナ</p> <p>出生の年月日</p> <p>男女の別</p> <p>住所（郵便番号を含む。）</p> <p>国籍</p> <p>～ のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>負傷（疾病）の該当</p> <p>負傷又は疾病の状況</p> <p>現在の居所</p> <p>及び のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p> <p>安否情報の親族・同居者への回答の希望</p> <p>安否情報の知人への回答の希望</p> <p>安否情報の親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意</p> <p>2 死亡した住民</p>
--

氏名
フリガナ
出生の年月日
男女の別
住所（郵便番号を含む。）
国籍
～ のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
死亡の日時、場所及び状況
遺体の安置されている場所
及び のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
安否情報の親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意

イ 安否情報の報告

市長が、知事に対し安否情報を報告する場合、安否情報省令報告の様式により行う。

(2) 安否情報の整理等のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理及び回答に当たる担当課を別に定めるとともに、職員に対し、必要な研修及び訓練を行う。

また、県の安否情報体制〔担当部署（報告方法・報告先）、県の情報収集先等〕の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、市の区域内の医療機関、介護施設、社会福祉施設、諸学校及び大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、武力攻撃災害の発生に伴う被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、被災情報の収集及び報告に当たる担当課を別に定め、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報の報告

市は、被災情報の報告については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）及び火災・災害等即報要領に基づく即報基準に基づき行う。

(3) 担当者の育成

市は、情報収集・連絡に当たる担当課の担当者が、情報収集及び報告に係る正確性の確保等のために必要な知識を習得できるよう研修や訓練を通じ育成に努める。

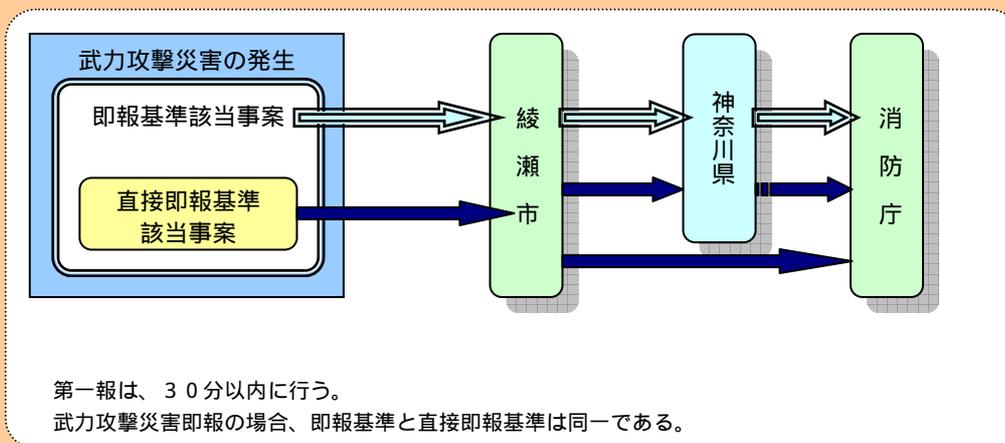
【参考1：火災・災害等即報要領に基づく武力攻撃災害の報告】

火災・災害等即報要領に基づき、即報基準又は直接即報基準に該当する武力攻撃災害が発生した場合、発生地域を管轄する市は、次のとおり、武力攻撃災害に関する即報を県に対し報告する。

「即報基準」又は「直接即報基準」に該当する武力攻撃災害が発生した場合

市は、武力攻撃災害に関する即報の第一報を県及び消防庁に対し「救急・救助事故等即報（第3号様式）」により報告する〔第二報以降は、県に報告。〕。この場合、消防庁長官から要請があった場合には、市は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても報告する。

○ 火災・災害等即報要領に基づく武力攻撃災害即報のフロー



○武力攻撃災害即報基準

即 報 基 準	直 接 即 報 基 準
次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。） 国民保護法第2条第4項に規定する災害（武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害） 事態対処法第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があるため、研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

ア 市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

イ 市は県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、警察の職員及び学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 訓練の実施

ア 市は、近隣市町村、県及び国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

イ 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

ア 訓練を計画するに当たっては、実際に人及び物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

イ 防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
警報及び避難の指示等の内容の伝達訓練並びに被災情報及び安否情報に係る情報収集訓練

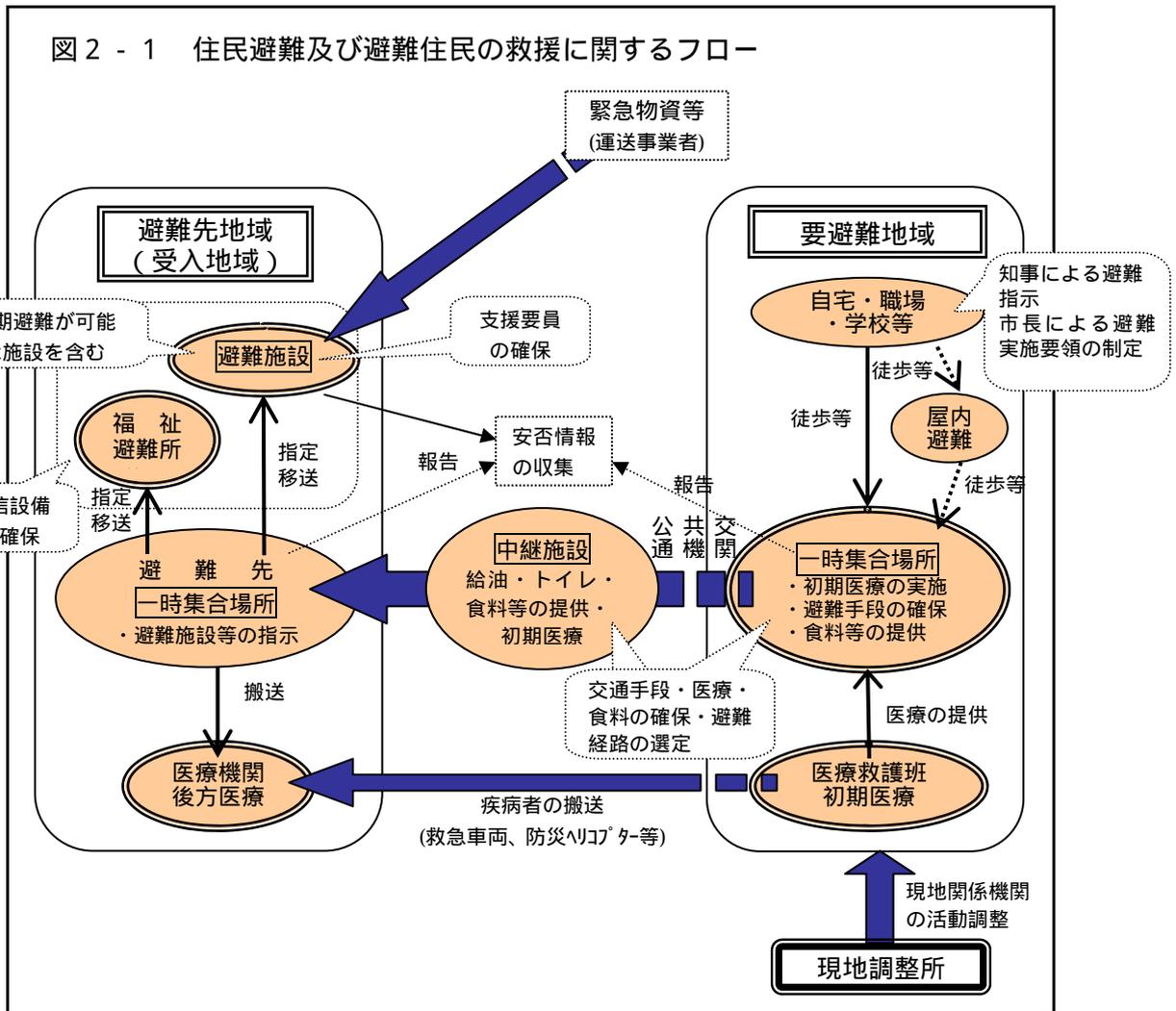
避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会、民生委員、民間事業者等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、自治会、自主防災組織及び民間事業者等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁及び事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。
- キ 市は、県と連携し、厚木海軍飛行場の周辺地域における国民保護措置を想定した訓練を行うよう努める。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。（通信の確保、情報収集及び提供体制など既に記載しているものを除く。）



1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、表2-11の基礎的資料を収集し、資料編に取りまとめる。

表2-11 避難実施時に必要となる主な基礎的資料

基礎資料名	収集すべき資料の内容等
地図	市の区域内の住宅地図 地勢及び道路・鉄道網が記されている地図 県内図、隣接市町村及び県内図を含めた広域的地図
人口分布	地区(字)ごとの人口、世帯数 昼夜別人口等
武力攻撃災害時 要援護者等	高齢者等特に配慮を要する者及び当該者の担当者等 避難を行う地域単位に作成したリスト(災害時要援護者の避難支援プラン) 医療機関等自ら避難することが困難な者が入院、滞在している施設
輸送力	運送事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等
避難施設	避難施設、福祉避難所等の所在地(地図情報含む)、収容能力等
備蓄物資・ 調達可能物資	備蓄物資の数量及び備蓄場所 協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等
民間事業者等	避難誘導時に協力が得られる民間事業者等 大規模事業所等の従業員数及び避難方法
生活関連等施設	避難経路の設定等に影響を与えかねない一定規模以上のもの
関係機関	国(自衛隊施設含む。)、在日米軍施設、県、自治会、自主防災組織等の連絡先等

(2) 隣接する市との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を合同で行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 避難誘導時において給与・提供する食料・医療等の確保

市長は、避難住民を誘導する際に行う、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供等について、あらかじめ、食糧等の備蓄状況等を踏まえ、県その他関係機関と協議し対応について定める。

(4) 高齢者、障害者等の武力攻撃災害時要援護者への配慮

ア 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び外国人等自ら避難することが困難な者の避難について、災害時への対応として作成を進めている災害時要援護者の避難支援プランと併せて検討する。

イ 市は、避難誘導時において、福祉関係部局を中心とした横断的な「武力攻撃災害時要援護者支援班(避難所を開設した場合、各避難所には武力攻撃災害時要援護者班)」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(5) 民間事業者等からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時において、民間事業者等の協力を得ることが重要となるこ

とから、民間事業者等の協力が得られるよう、平素から、協力が得られる民間事業者等を把握するとともに、連携・協力体制の確保に努める。

(6) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することも想定されるため、平素から、各事業所における避難のあり方について、意見交換を行うとともに避難訓練等を通じて、手順等を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、消防庁が作成するマニュアル等を参考として、教育委員会など市の執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊、民生委員等の関係機関と意見交換を行い、厚木海軍飛行場に対する武力攻撃事態等を想定するなど、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合において、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難方法等について配慮するものとする。

3 救援に関する基本的事項

(1) 救援に関する備え

ア 市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援について、自然災害時における市の活動状況を踏まえ、あらかじめ必要な準備をする。

イ 救援の種類を概要を表2-12のとおり示す。

表2-12 救援の種類

救援の種類	内 容
1 収容施設の供与	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として公民館、体育館等既存の建物を利用 ・長期にわたる場合は、長期避難住宅を設置 ・避難指示の解除後は、必要により応急仮設住宅を設置
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し、弁当などの、直ちに食することができる現物の給与 ・飲料水のほか給水車、ろ水器などによる供給
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・被服、寝具及び身の回り品 ・日用品 ・炊事用具及び食器 ・光熱材料

4 医療の提供及び助産	<ul style="list-style-type: none"> ・診療 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・分娩の介助、分娩前後の処置 ・必要に応じ予防的措置（厚生労働省が特別基準を定めた場合）
5 被災者の捜索及び救出	<ul style="list-style-type: none"> ・現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出 ・救出のための、機械、器具等の借上げ
6 埋葬及び火葬	<ul style="list-style-type: none"> ・応急的に行う仮葬（棺等埋葬に必要な物資、火葬等の役務の提供等）
7 電話その他の通信設備の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者と契約を締結し、電話、インターネット等の利用環境を提供
8 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示の解除後に行う、居室、炊事場、トイレ等の応急的修理
9 学用品の給与	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒等への教材、文房具、通学用品の支給
10 死体の捜索及び処理	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡推定者の捜索 ・遺体の洗浄、消毒等の処置 ・遺体の一時保存
11 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	<ul style="list-style-type: none"> ・居室、炊事場、トイレ等の応急的な障害物の除去等

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な表2 - 13の資料について、県から提供を受けること等により、あらかじめ準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

表2 - 13 救援実施時に必要となる主な基礎的資料

基礎資料名	収集すべき資料の内容等
避難施設等	避難施設（福祉避難所等を含む。）の所在地（地図情報含む）、収容能力等 一時集合場所等応急仮設住宅が建築可能な場所 仮設住宅として利用可能な賃貸住宅等
備蓄物資・ 調達可能物資	協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等 応急仮設住宅建築用、応急修理用資機材の調達先等
輸送力	運送事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等

医療機関等	NBC兵器による疾病に対処可能な医療機関の所在、病床数等 NBC兵器による疾病に関し専門知識を有する医療関係者 臨時の医療施設として利用可能な場所等
墓地及び火葬場	所在、対応可能人数等

4 運送事業者の輸送力及び運送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や運送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び運送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の運送に係る運送事業者の輸送力及び運送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定等への協力

(1) 市は、県が行う避難施設の指定及び指定の廃止、用途変更等には、必要な情報を提供するなど県に協力する。

(2) 市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

ア 市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて又は自らが保有する情報に基づき把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

イ 市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、市が管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

表2-14 生活関連等施設の種類及び所管省庁

国民保護法施行令	号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省

第2編 平素からの備えや予防

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物(毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号))	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	文部科学省 経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	文部科学省
	8号	毒薬及び劇薬(薬事法(昭和35年法律第145号))	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、市が管理する公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考の上、警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織等の協力も得ながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童・生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(2) 市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、内閣官房が作成した「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

(3) 市は、日本赤十字社神奈川県支部綾瀬市地区、県、消防機関などと連携し、傷病者の応急手当について普及に努める。